

令和 6 年度

新潟市営住宅 常時募集・特別募集 入居申込み ご案内

常時募集とは

- ・ 募集期間を定めずに先着順で入居者を決定します。
- ・ 対象となる住戸は、松浜町住宅、新石山住宅、曾野木住宅のエレベーターがない棟の4階か5階にある住戸です。
- ・ 18歳以上の単身者から世帯まで申込みできます。
- ・ 入居日は毎月1日です(申込みから入居までに3週間ほどかかります)。

特別募集とは

- ・ 募集期間を定めずに先着順で入居者を決定します。
- ・ 対象となる住戸は、一般抽選会で入居者が決まらなかった住戸です(抽選倍率が低い地域の住宅や築年数の古い住宅が中心)。
- ・ 入居日は毎月1日です(申込みから入居までに3週間ほどかかります)。

目次

	(ページ)
I 申込みから入居までの流れ	3
II 入居者資格	4
III 申込者資格収入基準早見表	5
IV 申込み注意事項	6
V 入居者資格審査及び契約の必要書類	8
VI 募集住戸について	11
VII 市営住宅の問合せ・申込み先	12



新潟市 HP
(常時募集・特別募集)

問合せ・申込み先

【平日:8:30~18:00、土曜日:8:30~12:00】 ※ 休祝日除く

担当区	窓口	指定管理者	住所(申込書送付先)	電話番号
北区・東区	万代サービスセンター	大成有楽・三愛ビル管理共同企業体	〒950-0088 中央区万代4丁目1番8号 文光堂ビル2階	025-374-5410
上記以外の区	白山サービスセンター	(株)新潟ビルサービス	〒951-8131 中央区白山浦1丁目614番地5 白山ビル1階	025-234-5252

※各區役所建設課、出張所及び連絡所では、問合せ・申込みを受け付けていません。

申込みを考えられている皆様へ（必ずお読みください）

市営住宅は住宅にお困りの方のために、周辺の民間賃貸住宅に比べ、低い家賃設定となっています。一方で、市民の税金により維持されている“市民の財産”であることから、市営住宅の利用には民間賃貸住宅とは異なる決まりごとがあることをご承知おきください。

◎ 浴室に風呂設備がない住戸があります。

浴室に風呂設備がない住戸については、浴槽と風呂釜を自己負担で取り付けいただくか、レンタルとなります。レンタルは、新潟県住宅供給公社(025-285-6111)で行っています。

◎ 住戸内の設備は入居される際にご用意ください。

エアコンやガスコンロ、カーテンレール、居室の照明器具、網戸などは設置されていません。(ほとんどの住宅で、台所、洗面所に給湯設備はありません。)

◎ 全ての住戸にテレビアンテナが設置してあります。

テレビの受信設備は住宅や棟によって異なりますが、全ての住戸において地上波視聴のためのテレビアンテナは設置してあります。衛星波の受信については市営住宅サービスセンターにお問い合わせください。また、ケーブルテレビについては住居内に回線を個別に引き込むことは出来ません。

◎ ペットの飼育はできません。

新潟市の市営住宅では、盲導犬等の補助犬を除き、ペットの飼育を禁止しています。

◎ 入居者間トラブルは入居者どうしで解決してください。

騒音や迷惑行為といった入居者間のトラブルは入居者どうしで解決してください。

◎ 入居者みなさんの自治組織で運営されています。

市営住宅は、入居者のみなさんで共同して維持管理・運営されています。自治会等を組織しているのが一般的ですが、詳しくは入居の際に、住宅管理人などへご確認ください。住宅の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

◎ 清掃・草刈り、除雪などは入居者のみなさんで行ってください。

駐車場を含む市営住宅敷地や建物内の清掃、除雪などは市では行いません。入居者のみなさんで協力して行ってください。

◎ 住宅使用料(家賃)とは別に共益費がかかります。

共益費とは、市営住宅内の外灯、共用部分の照明、エレベーターなどの電気代や共用部の散水栓の水道代など、入居者のみなさんが共同で使用するものに要する費用です。入居者のみなさんでご負担いただいています。

◎ 住宅使用料(家賃)や駐車場使用料は毎月必ず納付してください。

納付が滞りますと、入居者に通知を行います。明渡請求や法的措置を行う場合があります。経済的な事情などにより納付が困難な場合は、住宅使用料や駐車場使用料が減額される場合もありますので、ご相談ください。

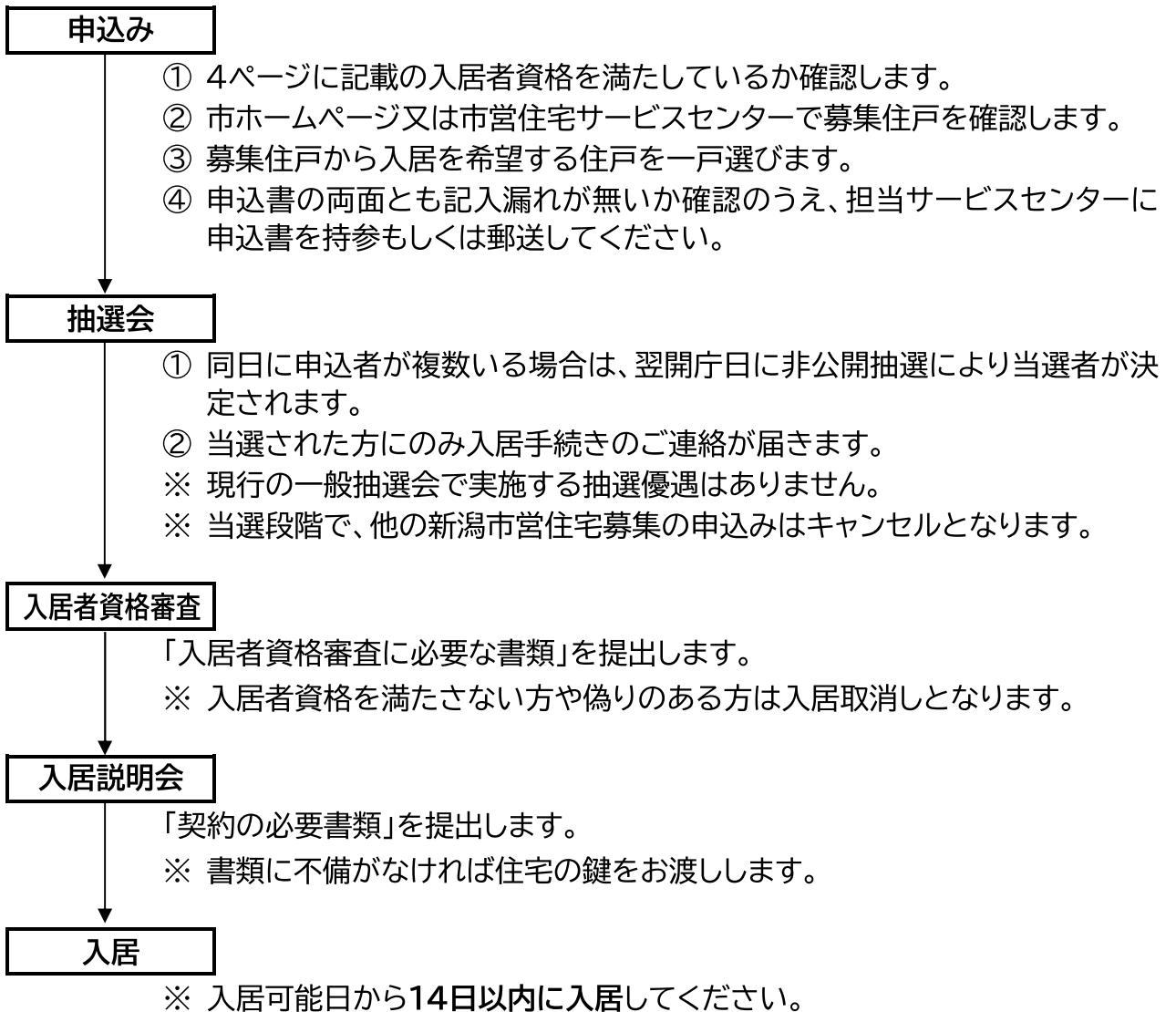
◎ 市営住宅のルールを守ってください。

市営住宅入居にあたって、誓約書兼同意書を提出していただきます。(7ページ参照)
また、6ページ記載の申込み注意事項をご確認ください。

I 申込みから入居までの流れ

! 申込みから入居までに要する期間について

- ・入居前に複数の書類の提出・入居者資格審査があるため、一定期間を要します。
- ・書類の提出にかかる期間にもよりますが、通常3週間ほどです。
- ・入居日は毎月1日です。



- ・住戸内を下見(内見)することはできません。
- ・当選時(申込日の翌日)にお渡しする住戸の見取り図を参考にしてください。

II 入居者資格

下記の条件のうち、一つでも該当しないものがある場合は、申し込むことができません。

※ ⑦は特別募集に申込みの方のみ、該当の有無を確認してください。

- ①申込者は、成人である。
- ②持ち家がない。
(ただし、売却や取壊しが決まっている場合には申込みができます。10ページ記載の書類が必要になります。)
- ③市営住宅の入居者でない。
(ただし、入居名義人の同居親族が世帯分離する場合は、申込みが可能です。)
- ④税金等の滞納がない。
- ⑤申込者及び同居しようとする親族(内縁関係にある者及び婚約者を含む。以下同じ。)は、暴力団員でない。
- ⑥独立の生計を営んでいる(被扶養者のみでの入居はできません。)
- ⑦親族と同居して入居する。また、婚姻している場合は配偶者と同居する。
(夫婦の別居はできません。)
- または、次のいずれかに該当し、単身で入居する。

単身入居要件

1. 60歳以上の方。
2. 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する。
3. 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する。
4. 上記精神障がいの程度に相当する療育手帳を持っている。
5. 生活保護を受けている。
6. 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者又はDV被害者に該当する。

- ⑧月額所得が、次の入居者基準のいずれかに該当する。
 - 158,000円以下 (改良住宅入居可)
 - 158,000円を超え 259,000円以下であり、所得上限緩和世帯に該当する(改良住宅入居不可)

所得上限緩和世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。

1. 60歳以上の方のみの世帯、又は60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯
2. 小学校修了前の子ども又は妊娠している方がいる世帯
3. 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する方がいる世帯
4. 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する方がいる世帯
5. 上記精神障がいの程度に相当する療育手帳をお持ちの方がいる世帯
6. 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者又は戦傷病者に該当する方がいる世帯

※ 申込書裏面の誓約書に記入の上、誓約していただきます。

※ 抽選会当選後や入居後に、誤りや虚偽の申告が判明した場合、入居が取消しとなりますのでご注意ください。また、当選された時点で収入の状況が変わり、上記の基準を超える場合も入居できません。

Ⅲ 申込者資格収入基準早見表

- ・収入基準を所得者が1人として年間総収入金額(税込)に換算すると、収入の区分に応じて概ね以下のとおりとなります。
- ・入居申込者及び同居者に2人以上の所得者がいる場合や、同居親族控除及び同居外扶養親族控除以外の控除の対象となる場合は下記金額と異なってきます。

■ 所得の基準

- ・月額所得が、158,000円以下である。(改良住宅入居可)
- ・月額所得が、158,000円を超え259,000円以下であり、所得上限緩和世帯(4ページ参照)に該当する。(改良住宅入居不可)

※いずれにも該当しない方は、申込みできません。

■ 給与所得者1人の場合

所得の基準 (1か月分)	1年間の収入(源泉徴収票の支払金額の欄です)			
	単身者 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯
158,000円 以下	2,968,000円 未満	3,512,000円 未満	3,996,000円 未満	4,472,000円 未満
259,000円 以下	4,564,000円 未満	5,036,000円 未満	5,512,000円 未満	5,988,000円 未満

■ 事業所得者1人の場合

所得の基準 (1か月分)	1年間の収入(確定申告書の所得金額(事業)の欄です)			
	単身者 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯
158,000円 以下	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下
259,000円 以下	3,108,000円 以下	3,488,000円 以下	3,868,000円 以下	4,248,000円 以下

■ 年金所得者1人の場合

所得の基準 (1か月分)	1年間の収入(年金の源泉徴収票の支払金額の欄です)			
	単身者 ※	2人世帯	3人世帯	4人世帯
158,000円 以下	65歳未満の場合 3,028,001円以下	3,534,667円 以下	4,041,334円 以下	4,495,295円 以下
	65歳以上の場合 3,096,000円以下			
259,000円 以下	4,580,001円 以下	5,027,059円 以下	5,474,118円 以下	5,921,177円 以下

※ 公営住宅に入居を希望する単身者は、ほとんどの場合一般世帯ではなく所得上限緩和世帯(4ページ参照)扱いとなり、所得の基準は月額259,000円以下となります。

なお、改良住宅では所得上限緩和世帯の適用はありません。

IV 申込み注意事項

■ 公営住宅と改良住宅との違い

- ・月額所得158,000円を超える方は改良住宅に申し込みできません。
- ・「公営」と「改良」は法律の違いであり、建物・設備に違いはありません。

月額所得	申込みできる市営住宅	
	公営住宅	改良住宅
0円 ～ 158,000円	○	○
158,001円 ～ 259,000円 ※ 所得上限緩和世帯	○	×
259,001円 ～	×	×

■ 期限付き入居

- ・新規入居時から原則10年間の期限付き入居です。(一部の住宅と一部の世帯を除く)
- ・期間満了後も入居継続を希望し、入居者資格を満たす世帯については、5年間の再契約が可能です。なお、再契約の際には、再度請書等を用意していただきます。

※入居名義人が①～⑤のいずれかに該当する世帯は、再契約の必要なく、入居を継続できます。

- ① 令和7(2025)年3月31日時点で50歳以上の方。
- ② 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する。
- ④ 上記精神障がい程度に相当する療育手帳を持っている。
- ⑤ 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者又はハンセン病療養所入所者に該当する。

■ 対象者を限定した住宅

子育て世帯向住宅	
申込要件	小学校修了前(平成24年4月2日以降生まれ)の子ども又は現在妊娠中の方がいる世帯
住戸	関屋大川前住宅、古町みなと住宅、シルバークラウド早川町住宅、西湊町通1ノ町住宅、藤見町第1住宅A・B号棟、藤見町第2住宅、石山住宅C11・C12棟、亀田向陽住宅、小針第2住宅

※ 子育て世帯向住宅は10年間の期限付き入居です。期間満了時点で入居者要件を満たす方は5年間の再契約ができます。

※ 当選時点で上記要件を満たしていない方は入居できません。

■ 入居後の所得について

- ・毎年10月1日時点で入居後3年以上が経過し、条例の収入基準(158,000円。改良住宅以外の所得上限緩和世帯は259,000円。)を超える場合は、収入超過者と認定され、明渡し努力義務が課されます。
- ・10月1日時点で入居後5年が経過し、2年連続で高額所得者の基準を超える場合は、高額所得者に認定され、市営住宅の明渡し義務が生じます。

■ 敷金と退去時の費用

- ・入居の際、敷金等はありません。
- ・退去時には畳の表替え、襖(ふすま)・障子の張替え、入居者の不注意で破損・汚損した部分の修繕をしていただく必要があります。

■ 誓約書 兼 同意書

- ・入居者資格審査時に、誓約事項の遵守及び同意事項に同意する旨の誓約書兼同意書をご提出いただきます。誓約と同意をされない場合は入居できません(下記は見本です)。

誓約書 兼 同意書 (市営住宅入居用)

見本

(宛先) 新潟市長

このたび、市営 住宅 棟 号室に入居するにあたり、入居名義人として、下記について誓約・同意します。市営住宅入居後、私又は同居人が誓約内容に違反した場合は、改善の指示を受け、また、市営住宅からの退去請求等の不利益を被ることになっても異議を申し立てません。

- ◆ 同居者の転出等、世帯構成に変更が生じた場合は14日以内に市に届け出ます。
- ◆ 住宅内で営業活動を行う等、住居目的以外の行為をしません。
- ◆ 入院や旅行等で20日以上住宅を空けるときは指定管理者へ連絡します。
- ◆ 安否確認において、ドアのカギや窓等を破壊された場合の原状復旧費用を負担します。
- ◆ 犬・猫または人の生活に影響を与える動物を継続的、一時的に飼育しません。
- ◆ 市の許可なく模様替えや増改築をしません。
- ◆ 法令や条例、「市営住宅使用のしおり」等に記載のとおり修繕費用を負担します。
- ◆ 火災や漏水などの発生防止や被害の軽減に努めます。
- ◆ 共用の住宅設備における経費は入居者で負担・徴収を行い、共同で管理します。
- ◆ 駐車場を含む住宅敷地内や建物内の清掃・除雪・ゴミの処分は入居者で行います。
- ◆ 自治会等の任意住民組織が良好な地域コミュニティの形成に寄与していることを理解し、入居生活を行います。
- ◆ 家庭内や近隣住民、自治会等とのトラブル(騒音問題・いやがらせ等)については、自身で対応します。
- ◆ 市営住宅に関する問い合わせ及び要望は指定管理者へ行います。また、市営住宅に関する対応については指定管理者が行うことに同意します。
- ◆ 市や指定管理者が修繕や住宅調査を行う場合には、立ち入りや調査に協力します。
- ◆ 市営住宅の家賃等を滞納した場合、下記の1～4にあたる個人情報、新潟市が収集・利用することに同意します。

- 1 住民票及び戸籍事項証明書(全部事項)
- 2 市の公租公課の賦課又は徴収のための調査によって得られた情報
- 3 預貯金、有価証券その他の財産に関する情報
- 4 上に掲げるもののほか、本件事務の遂行に必要な情報

年 月 日

入居名義人：氏 名

V 入居者資格審査及び契約の必要書類

【入居者資格審査に必要な書類】

■必ず提出するもの

住民票の写し

発行場所 現在、住民登録をしている市町村

(新潟市では、各区役所の区民生活課(中央区は窓口サービス課)、出張所、連絡所、行政サービスコーナー、一部のコンビニエンスストア等(マイナンバーカード等をお持ちの方のみ))

- ・本籍、世帯主、続柄など全部記載のもので、入居されるご家族全員分が必要です。
- ・外国人の方は、永住者、特別永住者、中长期在留者に限りますので、その記載のある住民票が必要です。

市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書

→ ① 令和6年4月～6月に入居申込みされた方

令和5年度の市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書(令和4年分所得) ※全員必須

上記に加え、
 給与所得者または年金受給者の場合… 令和5年分「源泉徴収票」の写し
 自営業の場合… 令和5年分「確定申告書」の控え

→ ② 令和6年7月～令和7年3月に入居申込みされた方

令和6年度の市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書(令和5年分所得)

発行場所 当年1月1日現在で、住民登録をしている市町村

(新潟市では、市民税課、各区役所の区民生活課(中央区は窓口サービス課)、出張所、連絡所、行政サービスコーナー(山の下・亀田・新津のみ)、一部のコンビニエンスストア等(マイナンバーカードをお持ちの方のみ))

・令和6年4月2日時点で15歳以上の方は全員必要です。(無職の方も必要です)

・学生の場合は学生証の写しでも構いません。

※生活保護を受けている方は不要です。

・令和6年4月～6月に入居申込みされた方のうち、令和4年1月2日以後に就職・転職・事業開始・退職された方又は年金を受給し始めた方、もしくは、令和6年7月～令和7年3月に入居申込みされた方のうち、令和5年1月2日以後に就職・転職・事業開始・退職された方又は年金を受給し始めた方は、次ページに掲載している「該当する方のみ提出するもの」をご確認ください。

納税証明書(新潟市制度用)

発行場所 市民税課、中央区を除く各区役所の区民生活課、出張所

※連絡所、行政サービスコーナーでは発行していません。

※1か月以内に納税(口座振替含む)した方は、領収書または通帳(写しでも可)を必ずお持ちください。
納税したことが確認できるものがない場合、証明書を発行できないことがあります。

※生活保護を受けている方は不要です。

市営住宅緊急連絡人届

・緊急連絡人とは、入居者と長期間連絡がとれないときなど緊急時の連絡先です。

緊急連絡人は、新潟市内に住所を有する成年に達した別居の親族2人以上が必要です。(ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外に住所を有する親族などを緊急連絡人にすることができます。)

・同居者がいる方は、裏面に、同居者名・続柄・連絡先を記入してください。

誓約書 兼 同意書(市営住宅入居用)

・ペットの飼育をしない等、入居後の禁止事項について誓約及び同意していただきます。

■該当する方のみ提出するもの

<input type="checkbox"/> 就職・転職された方	(①令和6年4月～6月に入居申込みされた方のうち、令和4年1月2日以後に ②令和6年7月～令和7年3月に入居申込みされた方のうち、令和5年1月2日以後に)
<input type="checkbox"/> 給与証明書：用紙は市営住宅サービスセンターにあります。勤務先から発行をお願いします。	
→ 就職して1年以上の場合：前月までの1年間の給与を記入 → 就職して1年未満の場合：就職した月の翌月から入居申込みの前月までの給与を記入 → 就職して1か月未満の場合：1か月分の給与を見込みで記入	
<input type="checkbox"/> 事業を開始された方	(①令和6年4月～6月に入居申込みされた方のうち、令和4年1月2日以後に ②令和6年7月～令和7年3月に入居申込みされた方のうち、令和5年1月2日以後に)
<input type="checkbox"/> 収支明細書：用紙は市営住宅サービスセンターにあります。	
→ 事業を始めて1年以上の場合：前月までの1年間分の収支を記入 → 事業を始めて1年未満の場合：事業開始した月の翌月から入居申込みの前月までの収支を記入	
<input type="checkbox"/> 退職された方	(①令和6年4月～6月に入居申込みされた方のうち、令和4年1月2日以後に ②令和6年7月～令和7年3月に入居申込みされた方のうち、令和5年1月2日以後に)
<input type="checkbox"/> 退職証明書の写し(前勤務先で発行) <input type="checkbox"/> 雇用保険の離職票の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険の受給者証の写し	
・上記のうち、いずれか1つで、退職、廃業等の日付がわかる書類が必要です。	
<input type="checkbox"/> 年金を受給し始めた方	(①令和6年4月～6月に入居申込みされた方のうち、令和4年1月2日以後に ②令和6年7月～令和7年3月に入居申込みされた方のうち、令和5年1月2日以後に)
<input type="checkbox"/> 最近の年金の額がわかるものの写し(支給通知ハガキや改定通知書等)	
<input type="checkbox"/> 生活保護を受けている方	
<input type="checkbox"/> 生活保護受給者証：新潟市では、各区役所の健康福祉課(東区・中央区・西区は保護課)で発行	
<input type="checkbox"/> 【单身の方、ひとり親世帯など】18歳以上の独身者(配偶者がいない方)がいる世帯	
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(18歳以上の独身者全員分)	
・本籍のある市町村で発行(本市では、各区の区民生活課(中央区は窓口サービス課)、出張所、連絡所、行政サービスコーナー、一部のコンビニエンスストア等(マイナンバーカード等をお持ちの方のみ)) ・戸籍上、配偶者があり、夫婦の別居にあたる場合は原則として入居できません。	
<input type="checkbox"/> 单身の方	
<input type="checkbox"/> 单身入居の入居者資格認定のための申立書(用紙は市営住宅サービスセンターにあります)	
<input type="checkbox"/> 妊娠中の方	
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し：母子健康手帳の表紙の写しを添付してください。	
<input type="checkbox"/> 婚約中の方	
<input type="checkbox"/> 婚約証明書兼誓約書(用紙は市営住宅サービスセンターにあります) <input type="checkbox"/> 両人の戸籍謄本	
・上記の書類について、どちらも提出してください。 ・入籍もしくは挙式の4か月前から受け付けます。 ・入籍後にも戸籍謄本を提出してください。提出できない場合は、入居を取り消す場合があります。	

(次ページへ続きます)

■該当する方のみ提出するもの（前ページからの続き）

<input type="checkbox"/> 障がいのある方
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳いずれかの写し
・手帳は有効期限内のものに限ります。障がいの等級により、控除額が変わることがあります。
<input type="checkbox"/> 難病患者等
<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証いずれかの写し
・受給者証は有効期限内のものに限ります。
<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者
<input type="checkbox"/> 原子爆弾被爆者の医療特別手当証書等の写し
<input type="checkbox"/> 高齢者虐待被害者世帯
<input type="checkbox"/> 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に該当することを証する証明書
・各区役所の健康福祉課等で発行したもの(対象者は65歳以上の方です)
<input type="checkbox"/> DV被害者世帯
<input type="checkbox"/> 保護命令決定書の写し(裁判所が発行したものの写し)
<input type="checkbox"/> 婦人保護施設、又は母子生活支援施設に入所していたことを証する証明書
<input type="checkbox"/> 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、 配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、市町村等)の確認書
・上記のうち、いずれか1つをご提出ください。

<input type="checkbox"/> 持ち家を売却予定の方
<input type="checkbox"/> 売却に係る専任媒介契約書、競売通知の写し
・市営住宅の入居後は、所有権移転後の不動産登記事項証明書の提出が必要です。 ※提出ができない場合は入居を取り消す場合があります。
<input type="checkbox"/> おもいやり住宅に入居予定の方
→ 60歳以上の方：住民票で生年月日を確認します。 → 下肢不自由1～2級の方：身体障害者手帳の写しで確認します。 → 上記以外の方：階段の昇降に支障があることが記載された、医師による診断書を提出してください。

契約の必要書類

市営住宅を契約するには、下記の書類が必要となります。

<input type="checkbox"/> 請書（当選後にお渡します）
・請書は、入居者と市との間の賃貸借契約書です。 ・入居名義人は氏名を記入してください。

VI 募集住戸について

詳細は市ホームページか各市営住宅サービスセンターでご確認ください。

◆ 常時募集住戸の参考情報 △住戸によって間取り・家賃等は異なります。

住戸	種別	タイプ	間取り(一例)	階数	風呂設備	参考家賃	駐車場料金
松浜町住宅	改良	3K	6和・6和・4.5和・4K	5	無	12,000	4,000
新石山住宅	公営	3DK	8和・6和・4.5和・6DK	4	無	13,600	4,600
曾野木住宅	公営	3K	6和・6和・4.5和・4K	5	無	11,800	4,000

※ 月額所得によって申込みできる住戸に違いがあります。

月額所得	申込みできる市営住宅	
	公営住宅	改良住宅
0円 ~ 158,000円	○	○
158,001円 ~ 259,000円 ※ 所得上限緩和世帯	○	×
259,001円 ~	×	×

※ 家賃は収入により変わります。

参考家賃は、世帯の月額所得が104,000円以下(もっとも収入が低い分位)の場合の例を記載しています。また、入居後の家賃は収入申告により毎年度見直しになります。

※ ほとんどの住戸には風呂設備がなく、自己負担取付けかレンタルとなります。レンタル先としては、新潟県住宅供給公社があります。

窓口	住所	電話番号
新潟県住宅供給公社	〒950-0965 中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル2階	025-285-6111

◆ 駐車場

- ・ 駐車場は申込登録順にて契約をします。住宅に入居が決まっても駐車場に空きがない場合はお近くの民間駐車場をお探してください(駐車場を使用できる方は市営住宅の入居者またはその介護者に限ります)。
- ・ 駐車場を含む住宅の敷地内の除雪は入居者の方でおこなってください。

◆ 部屋の状況

- ・ 前入居者が退去後、必要な部分の修繕は行っておりますが、多少の傷みや汚れはございますので、あらかじめご了承ください。

※ 室内のイメージ(修繕・清掃は行っておりますが、多少の傷みや汚れはございます)



VII 市営住宅の問合せ・申込み先

■ 問合せ・申込受付窓口（郵送での申込み可）

【平日:8:30~18:00、土曜日:8:30~12:00】 ※ 休祝日除く

担当区	窓口	指定管理者	住所(申込書送付先)	電話番号
北区・東区	万代 サービスセンター	大成有楽・ 三愛ビル管理 共同企業体	〒950-0088 中央区万代4丁目1番8号 文光堂ビル2階	025-374-5410
上記以外の区	白山 サービスセンター	(株)新潟ビル サービス	〒951-8131 中央区白山浦1丁目614番地5 白山ビル1階	025-234-5252

■ お風呂レンタルについて

【平日:8:30~17:15】

窓 口	住 所	電話番号
新潟県住宅供給公社	〒950-0965 中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル2階	025-285-6111

■ 市役所担当課

新潟市建築部住環境政策課公共住宅管理係